

2013年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《9:50～11:10》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の問いに答えなさい。

地方公務員法36条は、地方公務員の政治的行為を制限している。しかし、国家公務員の場合と異なり、制限違反に対する罰則は存在しない（国家公務員については、国家公務員法102条1項、110条1項19号参照）。

A市では、市長の属する政治団体の政見に反対する立場の公務員が多く、市長の政策の実現にも支障が生じているとして、地方公務員法36条2項5号に基づいて条例で制限される政治的行為を追加し、地方公務員法および条例が定める政治的行為の制限に違反した者に対する罰則を設けることを検討している（下記の条例案参照）。これについてどのような憲法問題が生じるかを論じなさい。

職員の政治的行為の制限に関する条例（案）

第1条（趣旨）

この条例は、地方公務員法（以下「法」という）の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（条例で定める政治的行為）

一 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し編集し配布し又はこれらの行為を支援すること

二 多数の人の行進その他の示威行動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること

三 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声機、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること

四 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図書、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること

五 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること

六 何らの名義又は形式をもってするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること

第3条（罰則）

法第36条第1項ないし3項の規定に違反して政治的行為（本条例第2条各号に規定する行為を含む）を行った者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。